

# 米国における銀行持株会社をめぐる諸問題

## 1. はしがき

米国の銀行界において多年論議の的となつてゐるもの一つに、銀行持株会社 (bank holding company) の問題がある。もともと持株会社 (holding company) は、19世紀の後半に出現した独占体たるトラストが1890年のシャーマン法により違法規されて以来、固有のトラストの一変形として出現し、企業の独占的支配の手段として発展したものである。銀行の分野では、1920年以降持株会社の形成をみるに至つたが、その構造・機能においては他産業のそれとほぼ同様であり、一般に、①独立した単一銀行の株式の保有、②単一銀行の株式と持株会社の株式との交換、③貸出その他の運営方針の統一的支配、④広告やPRの統一的実施、などをその主要な共通の特色としている。

しかし、銀行持株会社が米国においてとくに問題とされるのは、いわゆるマネー・トラストの出現に対する警戒心もさることながら、何よりも米国独特の銀行制度との関連から生じたものであつた。米国の銀行制度は、西欧諸国、カナダ、日本などのそれとは異なつたきわめてユニークな特色を持つている。支店設置を認めず单一店舗のみにより業務を行う単一銀行主義 (unit banking system) ならびに銀行の設立免許したがつてその監督権限が州と連邦とに二元化している二重銀行制度 (dual banking system) がこれである。しかるに、近年単一銀行主義については、経済の高度化、企業の地方分散傾向、人口の郊外移動などに伴い漸次修正される傾向にある。銀行持株会社の型態によるグループ銀行制度 (group banking) も、かかる単一銀行主義の原則に対する修正型態としての複数銀

行制度 (multiple-office banking system) の一つであつて、銀行の支店設置に関する伝統的な制約を回避しつつ支店網拡大を図るためのテクニックとしての色彩が濃い。

たまたま本年7月、連邦準備制度理事会は、かねてニューヨーク州のファースト・ナショナル・シティ銀行 (First National City Bank of New York) が「1956年銀行持株会社法」に基いて申請を行つていた銀行持株会社の設立計画を不許可とする旨の注目すべき決定を行つた。この計画は上記のごとき経済構造の変化を背景とするものであるが、同時に単一銀行主義や二重銀行制度の伝統と矛盾する問題を含むため、この伝統を固執するニューヨーク州の根強い抵抗を受け、1年有余にわたり銀行界をはじめとして各方面に多大の波紋を投じていたものである。

本計画の経緯は米国銀行史上興味ある問題であり、かつ今回の連邦準備制度理事会の決定が今後の米国銀行界に及ぼす影響も少なくないと思われる所以、以下に、ファースト・ナショナル・シティ銀行の銀行持株会社設立計画を中心として、問題の背景、意義などにつき若干検討を試みることとした。

## 2. 単一銀行主義の修正と銀行持株会社

### (1) 単一銀行主義とその修正

前述のごとく、米国の銀行制度は西欧諸国のような支店銀行制度（広く支店設置を認める主義）によらないで、伝統的に単一銀行主義（支店設置を認めない主義）を採用し、単一の本店銀行のみによる業務遂行を建前としている。かかる制度にはもともと複雑な政治的、歴史的背景があり、そ

の功罪も一概には論じられないが、基本的には米国の伝統たる地方分権、競争尊重、独占禁止の思想に基くものである。このような立場から、現在支店の設置については13州がこれを禁止し、支店設置を認める35州のうち、州内に広く認めるのは18州にとどまり、ニューヨーク州など17州ではその範囲がさらに制限されている。

しかしながら、近年ことに第2次大戦以降、

- (1) 経済の高度化、企業規模の拡大により商業銀行自体の大規模化が必要となってきたこと、
- (2) 産業の地方分散傾向が増大し、大銀行も都市地区のみに安住しえなくなつたこと、
- (3) 都市地区より郊外への大量の人口移動に伴つて、預金吸収などの点で貯蓄金融機関（相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、クレジット・ユニオン）との競合が激しくなつてきたこと、
- (4) 第2次大戦以降、消費者信用、住宅金融など直接個人と接触する業務が増大していること、

などの事情により、商業銀行にとって支店網拡大の必要性は著しく高まるに至つた。

このような経済構造の変化を反映して、単一銀行主義の伝統は漸次修正を余儀なくされてきたが、その修正の方向としては、支店銀行制度（branch banking—支店増設、既存銀行の合併・統合による支店化）、グループ銀行制度（group banking—持株会社による支配の型態）、連鎖銀行制度（chain banking—役員兼任による支配の型態）の三つが挙げられる。

支店網拡大の手段としては、第1に各州銀行法が支店設置を認めている場合にその範囲内で銀行の合併・統合、支店の増設を行うことであつた。次表は連邦預金保険会社調べによる戦後の銀行店舗数の推移を示したものであるが、これによれば、合併による銀行本店数の減少、吸収銀行の支店化と支店の増設による支店数の著増の傾向が、1954

年以後ことに顕著に認められる。たとえばニューヨーク州でもジティ内においては、1955年初めのチーズ・ナショナル銀行とマンハッタン銀行、ナショナル・シティ銀行とファースト・ナショナル銀行の合併をはじめとして、大銀行による中小銀行の合併が盛んに行われてきた。

戦後における銀行店舗数の推移

区分	年末における店舗数			店舗数の増減		
	計	本店	支店	計	本店	支店
1946年	18,979	14,759	4,220			
1947年	19,175	14,767	4,408	+ 196	+ 8	+ 188
1948年	19,366	14,753	4,613	+ 191	- 14	+ 205
1949年	19,600	14,736	4,864	+ 234	- 17	+ 251
1950年	19,851	14,693	5,158	+ 251	- 43	+ 294
1951年	20,155	14,661	5,494	+ 304	- 32	+ 336
1952年	20,450	14,617	5,833	+ 295	- 44	+ 339
1953年	20,779	14,552	6,227	+ 329	- 65	+ 394
1954年	21,160	14,409	6,751	+ 381	- 143	+ 524
1955年	21,675	14,284	7,391	+ 515	- 125	+ 640
1956年	22,314	14,208	8,106	+ 639	- 76	+ 715
1957年	22,907	14,130	8,777	+ 593	- 78	+ 671

資料：連邦預金保険会社(Federal Deposit Insurance Corporation)  
の1956年年報。

(注) 1957年の数字は同会社最近の発表によるもの。

次に連鎖銀行制度はかつては中西部の農業諸州を中心に広く行われたが、地方資産家による個人的・家族的経営支配の色彩が強かつたため1920～30年代の不況時に失脚したものが多く、また支店設置の傾向により近時その重要性は著しく減じつある。

銀行持株会社の型態は、単一銀行主義の修正として、とくに銀行合併、支店増設が州法により禁止ないし制限されている場合に、支店設置と同様の効果をもたらす手段として有用なものであり、後述する今回のファースト・ナショナル・シティ銀行の計画もこの方式によろうとするものであつた。

## (2) 銀行持株会社

銀行の分野において持株会社が盛んに設立され

たのは1920年代のこと、今日存在する主要な銀行持株会社はほとんどそのころに設立され、今日まで全米各地に大小100有余の持株会社が設立されたといわれる。しかし、これらの持株会社はごく一部のものを除きいずれも小規模のものであり、比較的寛大な法的規制（注1）にもかかわらずその活動も戦前まではさほど活発なものではなかった。

しかし、戦後に至り支店網拡大の必要が増大するにつれ、銀行持株会社がそのための一つの有力なテクニックとして見直されてきた。ことに西部地方では、バンク・オブ・アメリカ（Bank of America—本年6月現在支店数633、総資産10,780百万ドルを有する全米最大の銀行）の持株会社たるトランスアメリカ・コーポレーション（Transamerica Corporation）が、11州にわたつて多数の銀行のみならず生命保険会社その他の非銀行分野まで支配する傾向（注2）が強まるに及んで、中小独立銀行を中心として銀行持株会社の抑制を要求する声が急速に高まり、1956年5月「銀行持株会社法」（Bank Holding Company Act）が連邦立法として成立するに至つた。

本法は、多年にわたり指摘されてきた「1933年銀行法」の欠陥にかんがみ、①銀行持株会社の定義を改めてこれをより包括的かつ厳格なものとし、②既存の銀行持株会社の規制のみならず、その将来の拡大をも阻止し、③銀行持株会社の非銀行業務上の利益を剥奪することをねらつたものである。この法律によれば、銀行持株会社は「二つ以上の銀行のそれぞれの議決権株の25%以上を保有し、または過半数の役員の選挙を支配し、または受託者により株主の利益の25%以上を保有することとなる会社およびこれらの承継会社」と定義されている。この定義に基き既存の銀行持株会社は連邦準備制度理事会に届出を行つて監督を受け（注3）、銀行持株会社を新設しもしくは既存の銀行持株会

社が新たに他の銀行などを支配することとなるような銀行の株式または資産の取得は、理事会の事前の承認を得ることを要し、理事会はかかる申請を要する取引につき、健全な銀行業務、公共の利益、競争、必要性など所定の基準に従つて許可、不許可の決定を行うこととされている。

（注1）銀行持株会社を規制するものとしては、1914年のクレイトン法（Clayton Act）による会社の株式保有の一般的規制（株式取得の結果が競争を実質的に滅殺し独占を生ずる場合の禁止）および「1933年銀行法」（Banking Act）による連邦準備制度理事会の規制（持株会社およびこれと親子関係にある加盟銀行の金融上の健全性保持の観点から、若干の監督と検査を行うもの）があつた。このほか各州の州法においては、銀行による株式取得を制限する州は多かつたが、銀行持株会社自体をとくに禁止したものはなかつた。

（注2）トランスアメリカ・コーポレーションは、1948年に連邦準備制度理事会により反トラスト法たるクレイトン法の違反に問われ、所有株式の処分を命ぜられたことがあるが、この理事会の命令は控訴裁判所により競争滅殺の証拠なしとしてくつがえされ、最高裁判所も控訴裁判所の判決を支持した（Transamerica Corporation v. Board of Governors of Federal Reserve System, 1953）。なおトランスアメリカ・コーポレーションは、1952年までにその保有するバンク・オブ・アメリカの全株式を株主その他に売却処分したため、現在トランスアメリカとバンク・オブ・アメリカの間に直接の法的関係はないが、両者のつながりはトランスアメリカの株主による株式保有の形で存続している。

（注3）本法制定後届出を受理した既存の銀行持株会社は合計69、そのうち19がその後銀行持株会社たることを止めたため、本年5月現在本法による銀行持株会社の数は50である。

### 3. ファースト・ナショナル・シティ銀行の銀行持株会社設立問題について

#### （1）設立計画

現在のニューヨーク州銀行法は、単一銀行主義の建前から、同州を九つの銀行地域（banking district）に分割し、本店所在の銀行地域を越えて支店を設置し銀行の合併・統合を行うことを禁止している。かかる支店設置の制限は、ニューヨーク

シティ内の大銀行の等しく不満とするところであつて、多年これら大銀行は州銀行法の合理的改正を要望してきた。他方、1956年に前記「銀行持株会社法」が制定されたが、それがどの程度銀行持株会社の拡大を規制する趣旨のものか必ずしも明確でなく、本法の運用に当る連邦準備制度理事会の解釈が銀行界の注目するところとなつていた。その後たまたま連邦準備制度理事会のロバートソン理事により「本法は銀行持株会社を害悪 (evil) として全面的に禁止するものではなく、むしろその発展が健全な銀行業務、公共の利益、競争の保持にふさわしい限度を越える場合にのみ抑制されるものである」との理事会の本法に対する態度が非公式に表明された。かねてニューヨークシティを含む銀行地域の外へ支店網を拡大せんと望んでいたファースト・ナショナル・シティ銀行は、これを契機として「1956年銀行持株会社法」に基いて連邦準備制度理事会に対し銀行持株会社設立の申請を行つた。

その内容は、ニューヨークシティを含む銀行地域（第2銀行地域）所在のファースト・ナショナル・シティ銀行が、シティの北部に隣接するウェ

ストチェスター郡 (Westchester County—第3銀行地域に属する) 所在のカウンティ・トラスト・カンパニー・オブ・ホワイト・プレインズ (County Trust Company of White Plains) の支店網を傘下に収めることを目的として、ファースト・ニューヨーク・コーポレーション (First New York Corporation) という銀行持株会社を設立するものであつて、これによりこの新しい銀行持株会社は、ファースト・ナショナル・シティ銀行とその子会社シティ・バンク・ファーマーズ・トラストおよび前記カウンティ・トラストの3銀行をニューヨークシティを含む銀行地域とウェストチェスター郡を含む銀行地域にわたつて支配することとなる（注4）。

(注4) 1956年末、ファースト・ナショナル・シティ銀行は支店数78、総資産 6,920 百万ドルを有し、チーズ・マンハッタン銀行に次いでニューヨーク州第2位（全米第3位）、カウンティ・トラスト銀行は支店数39、総資産 378 百万ドルで、ウェストチェスター郡最大の銀行であつた。本計画が実現すると、ファースト・ナショナルは支店数 117、総資産 7,298 百万ドルとなり、チーズ・マンハッタン（支店数 98、総資産 7,512 百万ドル）に匹敵する大銀行となる。またファースト・ニューヨーク・コーポレーションは、下表のごとく全米最大の銀行持株会社となる。

### 主 要 銀 行 持 株 会 社 (1956年6月末現在)

銀 行 持 株 会 社	業 務 を 行 う 州 の 数	被 支 配 銀 行 の 数	被 支 配 銀 行 の 支 店 数	被 支 配 銀 行 の 総 預 金
ファースト・ニューヨーク・コーポレーション(設立案) (ニューヨークシティ、ニューヨーク州)	1	3	115	6,023 百万ドル
トランサメリカ・コーポレーション (サンフランシスコ、カリフォルニア州)	11	25	277	2,663
マリン・ミドランド・コーポレーション (バッファロー、ニューヨーク州)	1	13	150	1,813
ノースウエスト・バンコーコーポレーション (ミネアポリス、ミネソタ州)	7	75	98	1,520
ファースト・バンク・ストック・コーポレーション (ミネアポリス、ミネソタ州)	5	85	88	1,372
ウイスコンシン・バンクシェアーズ・コーポレーション (ミルウォーキー、ウイスコンシン州)	1	6	20	734

#### (2) 設立計画に対する反響

本計画の発表は銀行界に多大の反響をまき起した。ニューヨーク州の大銀行はすべてニューヨー

クシティに集中して激烈な競争を行つているが、なかでもチーズ・マンハッタンとファースト・ナショナルとは規模その他においても相きつこう

しており、本計画の発表はチェーズ・マンハッタンに多大の衝撃を与えた。チェーズ・マンハッタン銀行は、従来支店網拡大の手段としては、ニューヨーク州法の制限的な銀行地域制度の改正（現在の九つの銀行地域を少數のより大きな銀行地域に改め、ニューヨークシティを含む銀行地域周辺の銀行地域を同一の銀行地域とする）を主張していたが、ファースト・ナショナルとの競争上同様の銀行持株会社の設立を考慮する旨発表した。またウェストチェスター郡をはじめシティを含む銀行地域に隣接する銀行地域所在の中小独立銀行も、本計画は中小銀行にとり死活の問題であるとして強くこれに反対し、場合によつては自衛上同様の銀行持株会社設立により対抗せざるを得ないと声明した。かくて本計画の発表を契機として、シティを含む銀行地域所在の大銀行と隣接銀行地域所在の中小銀行との間に多数の結合関係が続出する気配を生ずるに至つた。

他方、ニューヨーク州当局は、問題の重要性にかんがみ、わざわざ声明書を発表して連邦準備制度理事会に対し慎重な態度を要請するとともに、支店設置に関するニューヨーク州銀行法の改正問題が検討されている現在かかる計画の強行は適当でないとし、現在の銀行地域を越えて支店支配をもたらすような銀行持株会社の設立をとくに禁止する時限立法を制定し、かかる動きに対しあくまで強硬に反対する態度に出た。

ニューヨーク州が本計画に強硬に反対した理由は次の諸点にあつた。

- (1) 比較的小規模な州法銀行の監督者である州当局にとって、本計画による大銀行の勢力増大、富の集中は伝統的な独占禁止の精神に反し好ましくない。
- (2) 本計画は、支店の設置を制限した銀行地域制度を実質的に破るものであり、伝統的な単一銀行主義に反する。

(3) 本計画には、州法銀行たるカウンティ・トラスト銀行およびシティ・バンク・ファーマーズ・トラストが国法銀行に転換する問題を含んでおり、本計画を許すときは、州法銀行が州政府の厳しい監督を忌避して国法銀行に転換する傾向を促進し、伝統的な二重銀行制度を脅かすこととなる。

このほか、国法銀行の監督に当る通貨監督官 (comptroller of currency) および地元のニューヨーク連邦準備銀行は本申請を支持する旨明らかにしたが、他方連邦準備制度理事会の開催した公聴会の結論は本申請に反対の立場をとり、公聴会の検査官 (examiner) は、ニューヨーク州の禁止立法の制定により理事会には本申請を決定する手続上の権限がないこと、実質的にも本申請は銀行界における競争を減殺し不当な独占を生ずるとの理由から、理事会がこれを否認すべきである旨理事会に通告した。なお、連邦司法省反トラスト部も本申請は反トラスト法違反の疑いありとして理事会の注意を喚起した。

### (3) 連邦準備制度理事会の決定

連邦準備制度理事会は、申請受理以来1年有余にわたる慎重な検討の末、本年7月上旬に至り、結局多数決をもつて本申請を不許可とする旨決定した。不許可とした理由を要約すれば、

- (1) 関係地域における便宜と福祉はこれによりある程度増進されるが銀行サービスの必要は既存の金融機関により十分満足されていること、
  - (2) 本申請は十分かつ健全な銀行業務、公共の利益、銀行界における競争の保持にふさわしい限度を越えて、銀行持株会社の規模および範囲を拡大することになると認められること、
- の2点にあつた。法律上の問題となつたニューヨーク州法との関係については、理事会は「銀行持株会社法」に基いて本申請の決定をなすことを妨げられないとの解釈をとり、また本件はクレイト

ン法による反トラスト規制に違背するものでもないとしたが、これらはいずれも本問題の複雑な一面を物語るものであつた。

申請当事者たるファースト・ナショナル、カウンティ・トラスト両銀行は、もとよりこの決定を不満としたが、最近に至り、制限的な銀行地域制度に関する現行ニューヨーク州銀行法の改正が来年1月の州議会を通過する可能性が強くなつたため、裁判所に対する再審の訴を行わず、理事会の決定は最終的に確定した。

#### 4. むすび

以上、最近問題となつたファースト・ナショナル・シティ銀行の計画を中心として、米国における銀行持株会社の問題を、主として銀行の支店設置問題の面から若干の検討を加えてみた。もとより、銀行持株会社を設立する動機なし目的は支店設置問題のみに帰せらるべきものではなく、このほかにも、設立計画推進者の投機的利益に対する期待、広範な投資的利益の追究、中小銀行間の地方的独立を確立する願望、大都市銀行間のヘグモニー争いなどを指摘することができる。しかし

ながら、銀行持株会社の問題はやはり多くの場合、支店設置問題がその中核をなしており、ファースト・ナショナル・シティ銀行の銀行持株会社設立計画も、この点を抜きにしてはその特殊な局面を理解しえないと思われる。本問題の経過を通じ依然として単一銀行主義擁護の気風が根強いことが明らかとなり、また同行の計画自体は連邦準備制度理事会の否認に会つて挫折したが、結果的には、支店設置に関する制限的なニューヨーク州銀行法が緩和される気運を強く促進する役割を果したものとみることができる。

そして現在なお単一銀行主義は米国において支配的な原則ではあるが、各国の歴史が示すように、米国の銀行が経済の発展・高度化に伴つて漸次統合ないし集中の過程をとらざるを得ないことも明らかであつて、この意味において、米国の銀行持株会社は単一銀行主義から州ないし地域的規模の支店銀行制度への移行の過程における特異な技術的型態として理解しうるものであり、その今後の地位は、米国において支店銀行制度が許容される度合に応じて変貌してゆくものと言えよう。